

## (情報)

### ◎地方自治法改定案，委員会可決。

参議院総務委員会は5月20日，地方自治法改定案を可決しました。

#### 《地方自治法の一部を改正する法律案の概要》

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため，地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ，指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか，中核市制度と特例市制度の統合，地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

#### 1. 指定都市制度の見直し

##### ○区役の役割の拡充

- ・区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする（第252条の20第2項関係）
- ・市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため，区に代えて総合区を設け，議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする。（第252条の20の2関係）

##### ○指定都市都道府県調整会議の設置

- ・指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする（第252条の21の2関係）
- ・指定都市の市長又は都道府県知事は，協議を調えるため必要と認められるときは，総務大臣に対し，指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき，必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする（第252条の21の3関係）

#### 2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・特例市制度を廃止し，中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに，現在の特例市に係る必要な経過措置

等を設けることとする（第252条の22第1項，旧第2編第12章第3節，付則第3条等関係）

#### 3. 新たな広域連携の制度の創設

##### ○「連携協約」制度の創設

- ・普通地方公共団体は，他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする（第252条の2関係）
- ・連携協約に係る紛争があるときは，自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする（第251条の3の2，第252条の2第7項関係）

##### ○「事務の代替執行」制度の創設

- ・普通地方公共団体は，その事務の一部を，当該普通地方公共団体の名において，他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする（第252条の16の2～第252条の16の4関係）

#### 4. その他

- ・認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する（第260条の38，第260条の39関係）

#### 5. 施行期日（省略）

#### 《民・自・公・生活が共同提出した修正案》

##### 1. 改正事項

- (1) 百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化。
  - ・普通地方公共団体の議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うため，関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を，特に必要があると認めるときに限るものとする（第100条第1項関係）
- (2) 政務調査費の名称の変更等。
  - ・名称を「政務活動費」に，公布の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めること。
  - ・政務活動費を充てることができる経費の範囲について，条例

- で定めなければならないものとする。
- ・議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする（第100条第14項及び第16項関係）
- (3) 普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加
- ・会期を通常とした普通地方公共団体の議会の議長は、当該普通地方公共団体の長及び委員長等に議場への出席を求めるに当たっては、当該普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないものとする（第121条第2項関係）
- (4) その他
- ・所要の規定の整備を行うこと。

#### 《吉良議員の反対討論から一参議院総務委員会》

- 「新たな広域連携」制度は、都市機能の「集約化とネットワーク化」の仕組みづくりとして打ち出されており、さらなる地域再編につながる。
- 改定案は離島や山間地など近隣市町村との連携が困難な自治体に対する都道府県の協力のあり方について、自治体事務の代替執行などで「補完」するとしているが、これらの自治体の困難は、国による福祉や地方の切り捨てが原因である。都道府県と自治体が対等な関係で「支援と協力こそ行うべきだ」。

#### 《塩川議員の指摘から一衆議院本会議》

- 市町村合併の推進で地方財政措置が縮小され、自治体職員大幅削減による弊害の端的な表れが東日本大震災での対応能力の後退だった。改正案では中核市の人口要件を20万人に引下げ、特例市を廃止するとしているが、「新中核市」には保健衛生・福祉行政の要となる保健所の設置が求められ、人的・財政的保障がなければ保健所としての機能は発揮できない。
- 一方的、機械的な権限移譲ではなく、広域自治体である都道府県の役割、機能の発揮こそ求められる。

2014年6月10日 第78号

自治研

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

Tel 017-762-6234

### 7月5日、第14回定期総会を開催します。

7月5日、第14回定期総会を以下の日程で開催することにしました。お忙しいところですが、万障繰り合わせの上、ご出席ください。なお、総会終了後、希望者で懇親会をやります。懇親会に出席を希望される方は、6月19日までにご連絡ください。

#### 《日時》

日時：2014年7月5日（土）13:00～17:00。

#### 《場所》

場所：青森市のアウガ小会議室。

#### 《学習》

恒例の1時間学習は、「安倍教育改革（アベジューション）と子ども・家庭」というテーマで、県教組の一戸義規氏に、いま政権側からの攻撃の焦点になっている教育問題を取り上げる予定です。